

# 「令和6年度 都市計画道路網検討業務委託」 業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務（設計）実施の条件となるものではありません。

## 1 件名

令和6年度 都市計画道路網検討業務委託

## 2 履行期間

契約の日から令和7年3月24日（月）まで

## 3 履行場所

横浜市内

## 4 業務目的

都市計画道路とは、法律（都市計画法）に基づいて、あらかじめルート・幅員等が決められた、都市の骨格となり、まちづくりに大きく関わる道路のことであり、都市の将来像を踏まえて計画されています。市内の都市計画道路については、多くが昭和40年代までに都市計画決定されており、時間の経過とともに変化する都市構造や社会状況等に対応した道路ネットワークとするため、平成16年度から都市計画道路の見直しを進め、平成20年5月に「都市計画道路網の見直しの素案」として取りまとめ公表しました。その際、変更・候補・追加路線とした24路線のうち、現在までで14路線の手続きが完了しており、残る10路線についても、順次、都市計画手続を進めております。

しかしながら、前回の見直しから15年以上経過しており、それ以降も自転車通行空間の確保のための道路構造令の改正など、社会状況等は変化し続けているため、再度見直しを行う必要が生じています。

そのため本業務では、前回の見直しからの状況の変化を踏まえ、現在未着手の都市計画道路（本市幹線道路、71路線、約149km）を対象として、道路網の検討をするものです。

## 5 業務概要

### (1) 計画準備

業務着手にあたり、実施体制、実施工程、照査計画など業務計画を立案し、業務計画書として取りまとめる。

### (2) 都市計画道路の存続、変更又は廃止の検討

「都市計画道路網の見直しの素案」の内容に基づき、本市管理道路で現在未着手の都市計画道路（幹線道路のみ対象、71路線、約149km）に関して、最新の上位計画や土地利用計画、将来人口推計、道路構造令等、都市計画道路を取り巻く状況の変化を再整理し、都市計画道路としての必要性による検証等を行ったうえで、存続、変更又は廃止の検討を行う。また、都市計画道路網の見直しに関して、他都市の事例や、過年度の成果についてとりまとめを行う。

なお、将来交通量配分については、別委託で実施する。

### (3) 路線別カルテの作成

都市計画道路網見直し検討の経過を、路線別カルテに整理する。また、(2)の検討の詳細を路線ごとにまとめたカルテを作成する。

### (4) 打ち合わせ協議

業務の進捗させるため、打ち合わせ協議を実施してください。初回、中間5回、成果品納入時の計7回を想定する。

## 6 成果品

- (1) 成果品は、報告書を製本2部、電子データ（編集できるデータを含む）1部とし、本業務委託により作成した資料を全て含めてください。
- (2) 納入先は、道路局企画課とします。
- (3) 成果品は全て横浜市に帰属することとし、受託者は横浜市の承諾を得ずに使用または公表しないでください。

## 7 その他

- (1) 本業務を実施するにあたり、疑義が生じた場合は、委託者、受託者協議のうえ進めてください。
- (2) 業務の実施にあたり、委託者と打ち合わせた結果を打合せ記録に取りまとめ、速やかに委託者の承諾を得るようにしてください。
- (3) 並行して他部署・他機関において実施する関連業務と整合を図りながら進めてください。